

共産党再要望項目一覧

平成26年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
【教育・奨学金】	
1 鳥取県獣医師奨学金制度をつくり、部局を問わず就業期間は返済免除の対象とすること。	農林水産省補助金と県基金運用益を原資とした奨学金である鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金を公益社団法人鳥取県畜産推進機構に設置し、本県での産業動物診療又は家畜衛生行政を目指す獣医学生に貸与している。この奨学金の返済免除対象期間は、国（農林水産省）の補助制度であるため、農林水産部の家畜衛生分野（家畜保健衛生所、畜産試験場等）の就業期間となっている。現状でも獣医職の人事異動の際には配慮しており、返還事例は生じていないことから、新規の奨学金制度の創設は考えていない。
2 鳥取県立高校受験料の減免制度を創設すること。	現行においても、入学選抜手数料、入学料とも減免制度を設けており、火災、風水害等の非常災害により支弁が困難であると認められる場合には、全額減免することができる。
3 鳥取県立高校入学金の免除制度を創設すること。	また、今年度より、高等学校等に通う低所得者世帯に対して、授業料以外の教科書代・教材費等の教育費に充てるため、高校生等奨学給付金を給付し、低所得者世帯の教育費負担の軽減を図っている。
4 奨学金制度は経済的・金銭的な理由により進学が難しい学生に対し、学費や生活費の支援をする制度だが、近年の経済状況を反映し、奨学金貸与人数は1998年から2014年の間、貸与額で4.9倍、貸与人員で3.7倍と拡大し、学生の2人に1人が利用している。しかも奨学金の75%は有利子である。若者の雇用環境は依然として厳しく、卒業と同時に多額の債務を背負い、若者の希望を後押しする奨学金が若者を苦しめている現状がある。学生が安心して使える奨学金にするため以下、国に求め併せて県の制度も確立すること。	育英奨学事業で貸与した奨学金の返還については、返還期間中、失業や進学等により一時的に所得が低い時期には返還を猶予できる制度としており、平成25年度からは育児休業中や低所得についても猶予の対象とし、制度の拡充を図っている。なお、猶予制度の周知については、毎年、対象者全員に通知することにより徹底を図っている。 また、国において、今年度より低所得者世帯の高等学校等の生徒に対する給付型の奨学金が創設されたほか、大学等に係る奨学金の制度見直し等の議論が引き続き行われているところであり、まずは、日本学生支援機構も含めた国の動向を注視する。
①有利子奨学金を無利子にするよう日本学生支援機構に求めること。	
②所得に応じた返済方法の確立や減免制度の拡充、延滞金や保証人・保証料の廃止など奨学金返済が若者の生活を追い詰めないように返済方法を改善すること。	
③返済が困難な延滞者の57.1%が「猶予制度を知らなかった」と回答している。奨学金返済猶予制度の周知を徹底すること。	
④給付型奨学金をただちに創設すること。	